

エチェベリア政権期における労働組合運動の再編

き とう かん し
佐 藤 勘 治

- はじめに
I メキシコの労働組合運動
II 独立労働組合の成立過程
III エチェベリア政権の労働組合政策と独立労働組合
むすび

はじめに

メキシコでは、おもに1970年代において、労働運動の最大のナショナルセンターである「メキシコ労働者連合」(Confederación de los Trabajadores Mexicanos: CTM)や他の政府系労働組合から、独立するか、あるいはそれらの内部にあって自立的な組合運営を求める多様な新しい労働運動が登場した。制度的革命党(Partido Revolucionario Institucional: PRI)一党支配体制の基盤のひとつを形作り一枚岩的にみえたメキシコ労働運動の中に亀裂の存在が明白になったのである。こうした新しい労働組合は「独立労働組合」(independiente)と呼ばれている^(註1)。「独立労働組合」の多くは、エチェベリア(Luis Echeverría Alvares)大統領期(1970～76年)において成立した。エチェベリアの後をついだロペス・ポルティエヨ(José López Portillo)大統領(1976～82年)の時期に成立した「独立労働組合」もあるが、本稿ではこれも一連の「独立組合運動」とみなして分析の対象に据えたい。

こうした労働運動の新しい流れである「独立労働組合」運動が定着するためには、メキシコ政府がそれまでの労働組合政策を改め、労働運動の多

様性を認めることが必要であった。エチェベリア大統領が推進した「アペルトゥーラ」(apertura. 開放)政策は、労働政策転換の契機となったのである。つまり、「独立労働組合」運動の出現は、政府の労働組合政策の変更と軌を一にしている。両者の変化に関しては、すでにさまざまな論究がおこなわれているが、本稿では、公認された労働運動の「多様性」とはどのようなものであるかについて、新しい労働組合と政府との関係に注目して整理をおこない、メキシコ労働組合運動史における「独立労働組合」運動の意味をあらためて考察したい。

第I節で詳しくみるように、これまで「独立労働組合運動」が論じられるとき、その反「政府系労働運動」としての性格が強調され、政府との対抗という図式で論じられるのが通例であった。しかし、現代メキシコにおける政策の大転換と労働運動の現状は、以下に略述するように、この理解に変更を求めているように思われる。

メキシコは今、革命以来最大でしかも体制の根本に触れる可能性がある政策の変更をおこなおうとしている。石油の国有化(1938年)と時期を同じくしてメキシコ革命の制度化がおこなわれ、現政権政党PRIの前身となった党が誕生したことに象徴されているように、PRI政権の経済政策は、最近まで、政権ごとに程度の差はあったが、ナショナリズムを基本にしていた。1960年代、70年代には、他の産業部門にも国有化がおよび、保

護貿易による国内産業育成の方針が経済政策を貫いていた。しかし、1982年債務危機以降、こうした政策はIMFなどの指導の下に変更を余儀なくされている。1986年メキシコはGATTに加盟し自由貿易を公認の政策に据え、さらに今、サリナス(Salinas)政権(88年～)のもとで、さまざまな論議を呼びながら北米自由貿易協定が締結されようとしている。また、財政緊縮政策の採用にともなって各種の補助金が削られ、さらに賃上げ率はインフレに見合った水準に達していない。非組織労働者だけでなく、これまで利権を受けてきた組織労働者の生活水準も1990年までにかかなりの程度落ち込んでいる。

このような経済政策の大転換に対して、政権の支柱のひとつである「政府系労働組合」運動の側は、激しく政府を非難しているもののストライキなど実際の行動を組織することなく、これまでどおり政府との内部交渉で解決にあたらうとしている。一方、サリナス政権の側は、「政府系労働組合」に対して積極的に干渉し、政策変更への支援を求めている。1989年1月、「政府系労働組合」のなかでも最も強大だと考えられているメキシコ石油労働者組合(Sindicato de Trabajadores Petroleros de la República Mexicana:STPRM)から反サリナス派と見なされていた指導者エルナンデス・ガリシア(Hernández Galicia)が排斥された。また、エルナンデス・フアレス(Hernández Juárez)に代表される「新しい労働運動」(nuevo sindicalismo)、すなわち危機脱出と政府の言う「近代化」のための労働組合運動がサリナス政権の支援を受けて活動を強めている^(注2)。その一方、「独立労働組合」からの反政府的な行動もあまりみられない。

本稿の問題設定との関連で重要なのは、現サリ

ナス政権下において労働運動の次代を担う指導者として脚光を浴びている上記エルナンデス・フアレスの指導する「新しい労働運動」である。彼は、「独立労働組合」運動のひとつとして登場したメキシコ電話労働者組合(Sindicato de Telefonistas de la República Mexicana:STRM)を1976年以降指導してきた人物である。「独立労働組合」運動を政府系労働運動と対立するものとする理解は、ここでは成り立たないことが明白である。むしろ、ここから導きだせるのは、1970年代における労働組合運動の変化つまり「独立労働組合」運動の登場が、現在にまで続く「政府系労働組合」運動の再編過程の端緒ではなかったかという仮定である。本稿ではこの仮定にたって論を進めることとする。

第I節では、「独立労働組合」の定義、「独立労働組合」のメキシコ労働運動全体のなかでの位置と、伝統的政府系労働組合の性格を、第II節では、「独立労働組合」を政府との関係から分類し、個別の労働組合の特徴を、第III節では、アベルトゥーラ政策をはじめとする1970年代のメキシコ政府の労働組合政策の意味を、公認された「独立労働組合」の性格を通して考察する。

(注1) 「独立労働組合」の定義については、第I節1で詳しく論じる。

(注2) 最近のメキシコ労働運動については、佐藤勘治「債務危機以降の労働組合・政府関係」(『日本労働研究雑誌』1991年2・3月合併号)をみられたい。

I メキシコの労働組合運動

この節では、第1に、先行研究を検討することで、本稿で使う「独立労働組合」という用語の基本概念を明確にする。第2に、1970年代末におけるメキシコ労働運動の全体像を把握し、そのなか

での独立労働組合運動の勢力としての位置を確認する。第3に、「政府系労働組合」の特徴を概観する。独立労働組合運動は、何よりも既存の政府系労働組合にたいする批判として始まったからである。

1. 独立労働組合運動と政府系労働組合運動

本稿が分析の対象とする独立労働組合とは、労働運動におけるメキシコ最大のナショナルセンターであるCTM、あるいは他の政府系労働組合から分離独立した個別労働組合、あるいは既存の労働組合組織のなかにあっても独自の自立的な労働運動を求めた個別労働組合とその全国組織のことである^(注1)。また、もともと労働組合が存在しない分野で新たに労働組合が組織され、しかも既存の労働組合全国組織に組み込まれていない労働組合も、ここでは独立労働組合と呼ぶ。つまり、独立労働組合の枠組を「自立的」運動をおこなっている労働組合と広く捉えることにしたい。したがって、政府系労働組合運動に組織的に組み込まれているかどうかを判断基準とはしない。

一方政府系労働組合の方は、PRIを支持するナショナルセンターや単産の全国的調整機関「労働議会」(Congreso de Trabajo:CT。1966年結成)に結集する労働組合と定義づけることにする。

独立労働組合の定義は、本稿の課題と密接に関わっている。「はじめに」で述べた本稿の仮定が根拠をもつためには、独立労働組合と政府系労働組合が二律背反的な性格をもつことはできないからである。しかし、先行研究においては、独立労働組合とは政府系労働運動以外のものと解されているのが通例である。たとえば、自動車産業における労働運動を研究したロックスポローは、独立労働組合の「独立」とは、政権政党に加わって、政府系労働組合体制に組み込まれていないも

のだとしている^(注2)。この定義は、メキシコのジャーナリズムでの使い方に従っているものと考えられるが、本稿では、記述にあいまいさを残すことがないように分析上の概念としてあえて前記の定義づけに基づいて論議を進める。また、以下に指摘するように、ここでの定義で論じる方が現実の労働運動の進展に合致している。

たとえば、エチェベリア期に限定して労働運動に関する最も詳細な実証研究をおこなったバスルトは、通例の二律背反的な定義に基づいて論議している。しかし、同時に、独立労働組合運動の多様性を述べるなかで、この時期の独立労働組合運動を、第1に組合民主化運動として、第2に独立(自立)的運営を求める運動と性格づけ、ここで「独立」という場合、それはCTMなど旧来からの政府系労働組合運動からの自立の場合と国家からの自立の場合があり、前者の場合、決して反政府運動として性格づけることはできないと指摘している^(注3)。つまり、ここでは、親政府的な独立労働組合が想定されているのである。具体的には、メキシコ革命の理念への復帰を求め、失敗に終わった労働組合運動(後述する「民主主義潮流」[Tendencia Democratica:TD])だけをバスルトは想定しているのであるが、それと同様にSTRMも親政府的独立労働組合だと考えることができるはずである^(注4)。

ただし、時期をエチェベリア期に限定し現状分析的にみるバスルトにとっては、独立系と政府系の二分法に問題はなかった。当時であってはあまりにも両者の対立構造は明確だった。エチェベリア期においては、独立の動きがあった場合には、政府系の労働運動から排斥することが解決策としてとられたため、対立構造が維持されたからである。しかし、現時点にたってみると、独立労働組

合運動をおこなった単産のなかに、政府系労働組合を結集する CT に参加し、その主導権をとっている STRM があるという事実を上記の二分法では説明しきれない。政府系労働組合運動の構造自体がこの時期急激に変化しているとみなすことが必要である(注5)。

2. メキシコ労働組合運動のなかの独立労働組合

1970年代末の時点で、独立労働組合の労働運動全体における勢力をみておこう。メキシコの賃金労働者に占める労働組合組織率は、ある推定によれば、1978年において約2割である(注6)。そのうち8割以上が、PRI を支持するナショナルセンターや単産の全国的調整機関「労働議会」(CT)に結集している。CT は、第1表にあるように、いくつかのナショナルセンターを抱えている。なかでも最大の規模と影響力をもってきたのは CTM であり、CTM は CT の中心である。

PRI の労働部会は、組織上、CT に結集する政府系労働組合で構成されている。したがって、政府系労働組合の組合員であることは、通常、自動的に政権政党に組み込まれていることを意味する(注7)。ただし、CT には、労働組合としての活動が法的に制限されており、しかも PRI の労働部会ではなく一般部会に組み込まれている国家公務員組合(Federación de Sindicatos de Trabajadores al Servicio del Estado : FSTSE)などが参加している。公務員に関しては、労働者の権利を定めたメキシコ合衆国憲法第123条のB項で特別に扱われており、一般の労働者としては認められていないかわりに、労働条件や権利について様ざまの優遇措置がとられている。

第1表に示されているように、公務員の労働組合を除くと、CTM はメキシコ全組織労働者の

第1表 主要労働組合ナショナルセンターに加盟する人数(1980年頃)

	CT 内	CT 外	
CTM	2,000,000	UOI	45,000
CROC	850,000	FNSI de Nuevo León	150,000
CROM	400,000	SUNTU	44,905
COR	150,000		
CGT	200,000		
CRT	300,000		
SNTMMSRM	120,000		
STPRM	98,000		
STFRM	94,000		
SUTERM	25,000		
STRM	27,000		
計	4,264,000		

(出所) Bizberg, Ilan, *Estado y sindicalismo en México*, メキシコ市, El Colegio de Mexico, 1990年, 376ページの表をもとに作成した。ナショナルセンター、単産の組織だけであり、単組レベルでの独立労働組合は、この表には現われていない。

(注) 略語については本文を参照していただきたい。なお、本文で言及していないものは、以下に示した。

FNSI (Federación Nacional de Sindicatos de Industria) de Nuevo León (全国産業労働組合連盟) はヌエボレオン州独自の組織である。独立労働組合運動以前から労使協調の運動をおこなっていた。

STFRM = Sindicato de Trabajadores Ferrocarrileros de la República Mexicana (メキシコ共和国鉄道労働者組合)

COR = Confederación Obrera Revolucionaria (革命的労働連合)

CGT = Confederación General de Trabajadores (労働者一般連合)

CRT = Confederación Revolucionaria de Trabajadores (労働者革命連合)

約半数、単組数で約6割を結集している。したがって、組織労働者の約4割が CTM のメンバーである。実数でみたばあい、最大でも200万人と見積られている。その他の代表的なナショナルセン

ターである労働者農民地域連合 (Confederación Revolucionaria de Obreros y Campesinos : CROC)、メキシコ地域労働者連合 (Confederación Regional Obrero Mexicana : CROM) は、それぞれ最大で85万人、40万人と推計されており、CTMの規模が大きいことがわかる。

一方、独立労働組合の側には、独立労働者集団 (Unidad Obrera Independiente : UOI)、プロレタリア戦線 (Línea Proletaria)、大学労働者全国単一組合 (Sindicato Único Nacional de Trabajadores Universitarios : SUNTU) などがある。プロレタリア戦線の場合、後にみるように鉱山金属労働者全国組合 (Sindicato Nacional de Trabajadores Mineros Metalúrgicas y Similares de la República Mexicana : SNTMMSRM) に含まれているので、第1表には表わされていない。独立労働組合の総人数は、CTに所属している STRM を含めても、1980年代初頭において、組織労働者総数の1割に満たない^(注8)。メキシコにおける労働組合の組織率を考慮に入れると、その規模がきわめて小さいことがわかる。

以上のように、メキシコの労働運動は1970年代まで、圧倒的にCTMのような旧来の政府系労働運動によって一貫して指導されてきたといえる。ただし、CTMの勢力は労働人口の増加にみあっては拡大していない^(注9)。さらに、「はじめに」で述べたように、エチェベリア期を中心にして活発化した独立労働組合運動は、以後政府系の労働運動に大きな影響を及ぼすことになった。現在では、同じ政府系であっても1970年代に独立労働組合運動のなかから登場してきた STRM が主導権を獲得するなど、政府系労働運動内部の変化には著しいものがある。政府・労働組合関係のこうした傾向は、「新コーポラティズム」(neocorporatismo)

と研究者によって性格づけられており、メキシコ国家のコーポラティズム的性格を基本的に維持したまま現状への対応を積極的に進めるメキシコ国家の適応力と柔軟性を窺い知ることができる。現在のメキシコにおける国家と労働運動の関係に関しては、別稿で紹介しているので、ここでは論じない^(注10)。

3. 政府系労働組合の特徴

独立労働組合運動が活発化する前の政府系労働運動の一般的特徴をCTMを例にとりまとめると、次の2点になる^(注11)。

第1の特徴は、国家・政権政党との一体ともいえる密接な関係である。既述のように、メキシコ革命以来、政府系労働組合は3部会のひとつとして政権政党に組み込まれる形で存在してきた。こうした歴史的経緯の結果、政府系労働組合のナショナルセンターには、国会議員など各級の議員選挙で組合員の中から立候補者を出すように割り振られている(第2表)。さらに、こうした直接的な政治的特権の他、国家財政の補助を受ける形で、組合員には割安での日用品の購入が保証されたり、住宅資金の貸付で優遇されたりといった経済的利権が供与される。なかでも、CTMのもつ利権は、その誕生時の経緯と関係して特に大きい^(注12)。

こうしたさまざまな利権を付与された労働組合は、労働協約における排斥条項の存在、すなわちクローズド・ショップ制が採用されていることで、CTMを中心とした既存の労働組合運動に限定される傾向があった。したがって、独立労働組合運動はこうした利権から結果的に排除されることになる。

政府系労働組合の第2の特徴として挙げることのできるのは、その非民主主義的な運営である。この特徴を典型的に表わしているのは、各組合指

第2表 PRI下院議員数に占める労働部会選出議員数

	第48国会 (1970~73)	第49国会 (1973~76)	第50国会 (1976~79)
労働部会計	25	27	39
CTM	14	20	23
その他	11	7	16
FSTSE	2	3	2

(出所) Reyna Muñoz, "Manuel, La CTM: Legitimidad innegable?" *El Cotidiano* (CTM 特集号), 第10号, 1986年3~4月, 31ページ。

(注) FSTSEは, 国家公務員組合。政党内では一般部会に属している。

導部の固定化とそれともなう組合の個人支配であり, これは, メキシコの労働組合運動において「チャーロ」(charro) 支配と名づけられている^(注13)。組合の多くには, 「チャーロ」がいるが, なかでも最も有名なものは, CTMの現書記長フィデル・ベラスケス(Fidel Velázquez)である。かれは, 1938年以来, 最高指導者の地位を維持している。半世紀以上にわたるフィデル・ベラスケスのCTMでの君臨は, 側近による指導部の固定化をもたらしている。フィデル・ベラスケスの他, 失脚したSTPRMのエルナンデス・ガリシア, SN TMMSRMのゴメス・サダ(Gómez Sada)などがある。

「チャーロ」支配は, 単なる個人支配にとどまらず, 政府系労働組合のナショナルセンターによる一元的支配をも意味した。地方組織の幹部だけではなく, 一般組合員の直接的代表もまた上部機関から派遣される場合も多くみられるのである。そうした幹部は, 職場の問題よりも地域や州, 国レベルの問題に熱心であり, 連邦政府, 州政府からの利権供与の獲得に動くことが常であった^(注14)。

独立労働組合運動は, 政府系労働組合運動の第1の特徴である国家とのつながりではなく, 何よ

りも第2の特徴にたいする批判運動, すなわち, 組合民主化運動として登場することになる。以下, その成立過程を具体的にみていこう。

(注1) 独立労働組合(independiente)といった場合, 一般に政府系労働組合ではないものを指すことが多いが, 本稿では政府系か否かを問わずに, この定義にしたがって論ずることとする。

(注2) Roxborough, Ian, *Unions and Politics in Mexico: The Case of the Automobile Industry*, ケンブリッジ, Cambridge University Press, 1984年, 32ページ。

(注3) Basurto, Jorge, *En la régimen de Echeverría: rebelión e independencia*, La clase obrera en la historia de México, Vol. 14, メキシコ市, Siglo XXI, 1983年, 315~316ページ。

(注4) しかし, バスルトはSTRMは「独立」を達成しなかったとしている。同上書 180ページ。

(注5) ただし, バスルトは, 政府系労働運動の変質という現代的問題に無関心なわけではない。エルナンデス・ファレスの問題などを指摘し1970年代初頭と80年代初頭では政府系労働運動が変質したことを指摘している。同上書 318ページ。

(注6) *El Cotidiano* (CTM 特集号), UAM, 第10号, 1986年3~4月, 25ページ。ただし, 部門ごとに組織率に大きな違いがある。1971年において, 第1次産業では約36%, 第2次産業では約37%, 第3次産業では15%である。Roxborough, 前掲書, 30ページ, 表1.4より。

(注7) コーポラティズム論の枠組では, メキシコは包括的コーポラティズム(inclusionary corporatism)とされ, 労働組合は国家装置の一部として組み込まれコントロールされており, 組合指導者には政治力があたえられているとされている。Roxborough, 前掲書, 165~166ページ。ただし, こうした理解は, 政府系労働運動についてだけあてはまるのであり, 以下に論じるように, メキシコには多様な労働運動が存在する。特に, ロックスボローは, 同書において, 政府系の労働運動においても, 政府のコントロール下でない組合が存在していることを明らかにした。

(注8) バスルトによれば, 正確な数字はでないものの, 5%を超えることはないとしている。Basurto, 前掲書, 29ページ。

(注9) Lovera, Sara, "La base sindical de la CTM," *El Cotidiano* (CTM 特集号), UAM, 第10号,

1986年3～4月、6ページ。ただし、初出は *La Jornada*、1986年2月24日。

(注10) 佐藤 前掲論文 第3節。

(注11) この点に関しても、同上論文 第1節がより詳しく論じているので、そちらを参照していただきたい。ただし、ここで述べた性格をもたないCTM系の労働組合も存在する。

自動車産業における労働組合運動を分析した Roxborough, 前掲書は、メキシコの労働運動の性格を一般化することの問題点について、次のような指摘をしている。――メキシコの支配者たちは、官僚的権威主義論が示しているような方法では、労働組合の戦闘性をコントロールすることができない。「政治的支配が全面的ではない部門のひとつが、体制の要のひとつだと考えられてきたもの、すなわち組織労働者部門なのである」(165ページ)――。彼はさらに労働組合の戦闘性を決定しているのは労働組合の政策決定のありかた、つまり民主的に運営がおこなわれているかどうかであるとし、既存のCTM系労働組合にも民主的な運営がおこなわれているものがあり、戦闘性をもつものがあるとしている(160ページ)。

(注12) CTM成立の事情については、Gilly, Adolfo, “La fundación de la CTM,” *El Cotidiano* (CTM特集号), UAM, 第10号, 1986年3～4月, あるいは淵上隆「メキシコのポピュリズム国家と労働運動(1920～40)」(『ラテンアメリカ研究』第4号 1982年)が詳しい。

(注13) “charro”とは、元来メキシコのカーボーイのことを言うが、鉄道労働組合のDíaz de Leónが、チャーロの服装をしていたことから、転じて労働組合の個人支配者を指すようになった。Middlebrook, Kevin J., “The Sound of Silence: Organized Labour’s Response to Economic Crisis in Mexico,” *Journal of Latin American Studies*, 第21巻第2部, 1989年5月, 214ページ, 注47。

(注14) Middlebrook, Kevin J., “Union Democratization in the Mexican Automobile Industry,” *Latin American Research Review*, 第24巻第2号, 1989年, 81ページ

II 独立労働組合の成立過程

以上の前提に立って、以下、実際の独立労働組

合運動の発生、展開過程をみていく。独立労働組合運動が起こった理由と、どのような運動だったかを具体的に確認していこう。また、その際、政府との関係に注意を向けることで、その社会政治的意味を検討する前提としたい。

独立労働組合は共通点をもちながらも、個々の組合には多様性が見られる。特に前節でメキシコ労働運動の特質として第1に挙げた政権政党との関係によって、いくつかに分類が可能である。独立労働組合としてすでに挙げた STRM, UOI, プロレタリア戦線, SUNTOのほか、ここでは、エチェベリア期に大きな運動を展開した TD, 真正労働者戦線 (Frente Auténtico de Trabajadores : FAT) を加える。

一般に、CTMからの独立は、単組レベルの労働組合選挙で、CTMの指導に忠実な幹部ではなく、単組内の労働者の中から他の方針をもつグループが選出されることをきっかけにおこなわれた。一般組合員とCTM系幹部との意見の対立が、それぞれの労働組合において具体的に何であったのかは後に述べることとして、まず、政府との関係を軸に各独立組合を分類しておきたい。前節で述べたように、CTMを代表とする伝統的な労働組合の主要な特徴は、利権で結ばれた国家＝労働組合関係にあり、組合のCTMからの独立がメキシコ社会でもっている意味を考える際、この点が最も重要だからである。

独立組合運動は、政権との関係からみると4つに分けることができる。

第1は、PRI政権を支持しながらも、政府系労働運動のありかたに疑問を投げかけたことで最後には政権からの支持を失ったTDである。この運動は、CTM内にとどまって単組の自主制の尊重を求めた点で、他の独立労働組合運動と異なって

いる。アペルトゥーラ政策により初めは政権の支持を受けたが、CTMとの対決の末、1970年代末には解散に追い込まれた。この運動は、PRI政権を基本的に支持していた。メキシコ革命の伝統への回帰を主張し、墮落しているCTMを内部から改革することで新しい政府系労働運動の結成を目指した。エチェベリア期の労働運動を実証的に研究したパスルトが指摘するように、反CTMであることは必ずしも反政府運動を意味していないのである(注1)。

第2は、PRI政権を支持し、しかも政権からの支持を継続的に受けた独立労働組合、冒頭でとりあげたエルナンデス・フアレスが率いるSTRMである。この労働組合は、CTMとの決定的対立には至らず、CT内に留まって活動を続けた結果、現在ではCTMにかわる新たな政府系労働組合としての地位を獲得するに至っている。この労働組合は政府系労働運動からは組織的に独立していない。しかし、自立的運動を求めている点でTDの運動と共通点をもつ。本稿での論議の要をなす労働組合であり、あえてSTRMを独立労働組合として扱うことで独立労働組合運動全体の意味を考え直す材料としたい。

第3は、思想的には急進的、反政府的であるが、具体的な政治活動はおこなわず、非政治性と個別企業内経済闘争に焦点を絞った活動を貫いて、現在まで一定の影響力を維持している独立労働組合である。自動車産業を中心としたUOIがこれにあたる。

第4は、反政府的で政治的にはメキシコ共産党や他の左翼政党と協力し、政治に積極的に関わろうとする独立組合である。FATが代表的である。

しかし、いずれにしても、既存の労働運動に対する反発が新しい労働運動を産み出していったこ

とにかわりはない。以下、上記の分類に従って、その運動の成立過程と特徴、1970年代末における状況を述べよう。

1. 民主主義潮流 (TD)

TDは、エチェベリア期を代表する独立労働組合運動である。エチェベリア期全体にわたって運動が続き、エチェベリア期が終わるとともに解散に追い込まれた。

この運動の指導者ガルバン(Rafael Galván)は、1919年ミチオアカン(Michioacán)州、ウルアパン(Uruapan)に生まれた。ミチオアカン州は、カルデナス(Lázaro Cárdenas)が大統領になる前に知事を務めていた州である。カルデナスが大統領だった時代(1934~40年)は彼の青春時代に当たっている。高校時代は共産党員だったが、1939年ヒトラー＝スターリン協定に反発し共産党をはなれた。この時期、ガルバンは、メキシコ革命党(PRM)のラジオ局(Radio Revolución)につとめて組合組織活動に従事しており、ラジオ産業労働者組合の結成に尽力した。同労組の宣伝担当第一書記となって発行した宣伝紙*Antena*で、国有化された電力会社の労働者をひとつの組合に組織することを提案し、労組の名前を電気通信産業労働者全国連合(FNTI-CE)に変更することで他の電力会社の労働組合の受け入れを準備した。電気通信産業労働者全国連合は、1960年、電力公社が外国資本の電力会社を吸収して国有化した際、他の労働組合と合併してメキシコ電力労働者組合(STERM)を結成した。STERMは、各支部の自治を認め労働協約を一元化することはなかった。

ガルバンは、一貫してPRIの党員であった。マテオス(López Mateos)大統領とも親交があったと言われている。1964年から70年にかけて、ミチオワカン州選出の上院議員を務めた。カルデナス

期を知る古参の党员であった^(注2)。

電力公社には元来、電力関連労働者全国組合 (Sindicato Nacional de Electricistas, Similares y Conexos de la República Mexicana: SNESCRM) が存在しており、STERM と共存していたが、1970年以降、両者は対立するようになる。上院議員でもあった「チャーロ」ペレス・リオ (Francisco Pérez Río) が率いる SNESCRM は、ガルバンが実権を持つ STERM にたいして単一労働協約をもとめたのである。労働争議を担当する連邦調停仲裁委員会は、1971年10月 SNESCRM の側にたつ決定を下し、その後も紛争が続いた。しかし、1972年9月エチェベリアの調停で各支部に大幅な自治を残すことで合意し、同年11月には STERM と SNESCRM は合併、メキシコ電力労働者単一組合 (Sindicato Unico de Trabajadores Electricistas de la República Mexicana: SUTERM) が正式に結成された。ペレス・リオは書記長に、ガルバンは暴力問題、財務担当全国委員長となった。

以後約2年間は、特別な問題もなく過ぎたが、1974年4月にフィデル・ベラスケスが CTM 書記長に再選され、旧 STERM 系単組への攻撃が続くなか、6月に旧 STERM 系単組であった SUTERM のジェネラル・エレクトリック部会で組合中央の賃金交渉への不満からストライキが発生し、このストライキの解決方法をめぐって再び対立が生じた。10月には、ガルバンを中心にして、いわゆる TD が結成された。

翌年3月には、SUTERM 臨時全国評議会が開催され、執行委員会からガルバンおよびガルバン派の追放が決定される。この事態に対しても、エチェベリア大統領と管轄省である国有財産省 (Secretaría del Patrimonio Nacional) は、7月、追

放された組合員 160 人の復帰を命令している。しかし、労働省はこの決定を破棄し、対立が続いた。11月には、他の独立組合と共同でデモを組織し、この結果復職が認められた。このデモは、1968年以來最大規模で、70組合、15万人が参加したと言われている。ガルバンの言によれば、これらの支持者の中に大統領も含まれていた^(注3)。

組合内部の抗争は続き、1976年7月プエブラ (Pueble) で TD と SUTERM との衝突で軍が介入し、死者が出るまでに至った。当時は、大統領交代期に当たり、政府の TD 排除の姿勢が明確になっていた。TD は数百人にまで勢力が後退し (一方 SUTERM 側は3万人) 壊滅状態となって、翌年11月には自主解散に追い込まれた^(注4)。

以上のように、TD の運動は、CTM 系組合からの離脱・独立運動ではない。電力業というきわめて公共性の高い部門が、全国的に公営化されたのにもない、独自の労働運動がおこなわれていた個別組合が、CTM 的な方針を強制されたことから起こった運動である。全国単一労働協約の押しつけに見られる中央直轄的な組合支配に抗したのである。

TD の運動は、単に既存の利益を守る闘いであるだけでなく、メキシコ革命の理念への回帰を主張して、労働組合運動の主流派を批判したところに特徴がある。ガルバンは、CTM 的な方針には反対であったが、反政府ではなかった。1975年4月に TD によってだされた「グアグラハラ宣言」では、公認組合と電力公社当局の腐敗を糾弾し、民主主義を求めている。また同宣言のなかで、よって立つ思想を、「カルデナス主義」、「革命的ナショナリズム」だとしている。

TD の場合、既存の組合内に留まって、内部から改革していくことが闘争の基本的目的だったの

にたいして、以下に述べるその他の独立組合運動は、文字どおり、CTM 支配からの組織的独立を求める運動であった。この点では、TD は、例外的運動だったということができるが、政府系労働運動にとどまろうとした点では、次の電話労働者組合と同様である。

2. メキシコ電話労働者組合 (STRM)

STRM の指導者エルナンデス・フアレスは、1949年メキシコ・シティに生まれ、66年、メキシコ電話会社 (TELMEX) に入社している。カルデナス大統領の時代に青春時代を送った TD のガルバンと比べ、一世代若い。エチェベリア政権の時期に彼は20代であった。1960年代には、毛沢東主義の組織の一員だったといわれている^(注5)。

彼は、1975年、TELMEX 内一部署の待遇改善要求の指導者となった。エチェベリア期の最後の年、1976年4月、労働者は、35%の賃上げ要求を掲げるが、政府系労働組合（委員長はサルガド [Salstio Salgado]。PRI 労働部会次期下院議員候補であった）は15%に要求をおさえた。その結果、要求が無視されたことにたいしてストライキが発生し、40都市で48時間電話がとまった。

サルガドの率いる組合執行部は労働者に全く信頼されていなかったのである。当時、サルガドは、組合の資金を流用して選挙活動費用にしたと疑われていた^(注6)。1976年5月、組合選挙がおこなわれ、投票総数の86.3%に当たる1万4800票で、エルナンデス・フアレスをはじめとする「民主派」の指導部が選出された。新執行部は PRI への強制的連携を拒否し、全ての組織からの独立を宣言した^(注7)。ガルバン派の運動が同時期に起きていたが、一線を画したのである。

労働省は、この新執行部を認め、一方、CT、CTM 側もどこの全国組織にも属さない自治組合

として処遇することを決定した。同時期においていた TD への接近を恐れていたためとされている^(注8)。

1976年7月におこなわれた STRM 第1回大会で、労働協約から「労働組合員は PRI の党員である」との条項を削除したが、しかし、CT 内にとどまることを決定した。CT は歓迎の意を表わした。ただし、経済闘争では妥協せず、1977年のデモを非 CT 組合と共同で組織している^(注9)。

以上のようにこの運動は、結果的には政府系にとどまったが、その過程においては独立組合運動そのものであったことがわかる。1で述べた TD の運動も、STRM の運動と同様、政府系労働運動を変える可能性をもつ運動であった。しかし、TD は排除され STRM が取り込まれたことに政府系労働運動の変質の現在に続く意味を見いだせる。

3. 独立労働者集団 (UOI)

このグループは86組合を組織し、単組数で自動車産業の半数、天然ゴム産業の半数を占める。独立労働組合では数的に最大の組織である。指導者オルテガ＝アレナス (Juan Ortega Arenas) は、各独立労働組合の法律顧問となり労働協約を作成することで、自らの関与する独立労働組合のグループ化をおこなった。ただし産業全体で組合を組織することには反対している。

彼は、1920年プエブラで生まれた。1935年にメキシコ共産党に入党し、43年には共産党から追放された。社会主義に共鳴し、中国の文化大革命に連帯した。書面ではラディカルで、労働組合の独立を主張するが、他の労働組合との共同行動をとらず、セクト主義的である。たとえば、STERM の闘争を支援しなかったり、メーデーの行進を独自におこなっている。労働組合の官僚主義には反

対するが、その行動は権威主義的であり、経営者と協力することもある。1976年には数百人の首切りを認めている。また、1977年には STUNAM に反対する組合の成立を後援した^(註10)。

UOI は、非政治性を特徴としている。メキシコ社会主義統一党 (Partido Socialista Unificado de Mexico: PSUM。メキシコ共産党を中心として他の社会主義政党を統合して1981年に結成された) の成立時に、オルテガ・アレナスは、つぎのように述べている^(註11)。「この政党は、労働者を代表していないし、また労働者のことも理解していない。労働者の問題は労働者の結集する会議でこそ論じられるべきである」。UOI は、政治活動には期待せず、労働組合運動至上主義的な考えを特徴としている。

1979年までに、全自動車労働者 4 万 2000 人のうち、UOI は 1 万 8200 人、CTM は 1 万 2800 人、CROC は 4600 人であった^(註12)。自動車産業における UOI 系労働組合の成立過程をみておこう。

1951年設立、56年操業の政府系自動車会社ディーゼル・ナショナル社 (Diesel Nacional: DINA) では、62年組合選挙で執行部から CTM 系グループを排除し、CTM からの脱退を全員一致で決議、オルテガ・アレナスを法律顧問に据えた。しかし、労働省はこの組合を認めず、再選挙を命じた。その結果も同じ執行部が選出され、オルテガ・アレナスも復帰した。組合は結局公認されたのである。彼は既存のナショナルセンターから独立した労働組合の法律顧問となることで他の労働組合にも影響力を示すことになる^(註13)。

日産クエルナバカ工場では、1966年操業開始以来 CTM のモロス (Morelos) 州組織によって組合が作られ、アルフォンソ・アベヤ (Alfonso Avella) を書記長とする全く外部からの執行部がおしつけ

られた。1969年2月には、組合選挙で執行部が敗退するが、地方調停仲裁委員会で選挙の無効が決定され、アベヤを追放することには失敗した。しかし、闘争は続き、1971年11月、98%の支持で次項で述べる真正労働者戦線 (FAT) のメンバーであったライムンド・ハイメス (Raymundo Jaimes) を選んだ。この時点で実質的に独立労働組合となるが、1973年には CTM からの独立を正式に決定した。しかし、1976年のストライキが、会社側の交渉拒否と労働省の不介入により、失敗に終わったため、当時組合内で主導権争いを続けていた UOI が、翌年の選挙で勝利した。UOI が最終的に成功を収めたのは、その非政治的な立場と個別企業での闘争を重視する姿勢によって、政府が FAT よりも UOI を好感し挺子いれしたことによる点が大きいの^(註14)。

このほか、フォルクスワーゲン・プエブラ工場においても1972年、組合員の CTM 系執行部にたいする反乱が起こった。結局、労働者3500人の総意で CTM を脱退し、同年6月、UOI に加盟している。

自動車産業での独立労働組合運動は、TD と違って、まさに CTM からの独立運動だった。また、DINA と日産の例でわかるように、この運動はエチェベリアが大統領になる前から起きていた。そして、DINA の場合に見られるように、UOI はエチェベリア期以前にその存在が公認されていたのである。

同様の立場をとる労働運動のながれに、エチェベリア期直後に始まったプロレタリア戦線の運動がある。プロレタリア戦線は、大衆こそが前衛だとの立場を取り、初め毛沢東主義のグループと自己規定していた。経済闘争重視、政治問題へ参加をしないことを基本にしている点が、UOI と共

共通している^(註15)。

プロレタリア戦線は、1977年8月、ラサロ・カルデナ・ラス・ストゥルーチャス製鉄会社(Siderúrgica Lázaro Cardenas-Las Truchas : SICAR TSA。ミチオアカン州)のストライキで頭角を現わした。この企業の労働組合は、「チャーロ」ゴメス・サダの指導下にあるSNTMMSRM傘下の組合である。鉱山金属業分野の労働組合は、このほかにCTM傘下のものもあるが、大企業の労働組合はほとんどがSNMMSRM傘下にあり、PRIも鉱山金属労働者の代表としてSNTMMSRMを扱ってきた。このナショナルセンターは地方単組別に労働協約を認めている。

プロレタリア戦線は単組レベルで影響力を強め、1978年のSNTMMSRM大会では、組合員12万人の内3万人を支持者にしていることが明らかになった。この大会でプロレタリア戦線は中央への進出を図ったが失敗し、以後運動を地方レベルにとどめている。したがって、全国レベルでの独立労働組合にはなっていないが、単組レベルでは独立労働組合として活動をしている。こうした非政治的な独立労働組合運動がUOIとともに、政府系労働組合の内部で容認されていることは、政府の労働組合政策を知るうえで重要な意味をもつ^(註16)。

4. 真正労働者戦線 (FAT) と大学労働者全国単一労働組合 (SUNTU)

FATは、カソリック教会のリベラル派が1960年代に結成した労働運動組織である。キリスト教民主主義の労働運動として結成され、ラテンアメリカではベネズエラに本部を置くラテンアメリカ・キリスト教労働組合連合(CLASC)のメンバーである^(註17)。

メキシコでは、1962年、グアナフアト(Guanajuato)州・レオン(León)の製靴工業で、ニコラス

・メディナ(Nicolás Medina)が未組織労働者の組織化を開始した。当時、製靴産業では、CTM、CROCが組織化を開始していたが、多くの工場は未組織の状態にあった。FATは政府系の労働運動にかわる労働組合の形成を目的にし、労働時間の短縮、労働条件の改善、賃上げなど、労働者の要求に沿った活動をおこなった。政府系労働運動と全く思想的基盤を異にする労働運動、しかも外国に本拠地を置く労働運動の登場は、地元の政府系労働組合や会社に衝撃を与え、活動家の首切りがおこなわれたが、徐々に影響力を強めていった。FATは独立労働組合運動の先駆者であった。

元来、キリスト教民主主義は諸階級の調和と博愛を基調にしているが、1968年以来、政治的、戦闘的、階級的労働運動を展開している。FATの構成員は政党に所属することが自由である。しかし、構成員はPRIおよび他の政党を懐疑的に見る傾向がある。左翼政党とは、一定の距離をおきながらも共同行動をとり、現在、IMFの構造調整政策に反対している。

1970年代、FATの書記長であったアルフレッド・ドミンゲス(Alfred Domínguez)は、キリスト教的社会運動に共鳴する弁護士の援助をうけながら、自動車産業の組織化に着手した。UOIの項で述べたように、1971年日産クエルナバカ工場において、FATはCTMから指導権を奪ったが、政府の干渉などによりUOIに指導権が移った。政府はUOIの活動は認めても、FATに対しては、初期には寛容な態度で臨んでいたが、結局は影響力を弱めようとしたのである^(註18)。

政府のFATにたいする攻撃の姿勢は他産業においてもみられる。自動車部品などを作っていた北部産業会社と北部精練会社(Compañía Industrial del México-Compañía Fundidora del Norte : CI

NSA-CFUNSA。他の企業とともにサルティエヨ (Saltillo) 産業グループを形成しており労働組合は単一である) のCTM系労働組合では、1974年、賃金改定への不満から、FATの指導を受けた新執行部を選出した。企業側は、はじめこれを交渉相手として認めなかったが、FATの指導を受けないことを絶対条件として要求の大部分を認めた^(註19)。

また、デトロイトに本社を持つダーナ社 (Dana Corporation) などの出資する車軸製造をおこなう国内唯一の企業スパイサー (Spicer. 1953年操業) においても、同様のことが言える。スパイサーの労働組合は、労働者集団連合—金属産業労働者組合 (Sindicato de Trabajadores de la Industria Metalúrgica—Federación de Agrupaciones Obreras) 傘下であったが、その書記長が、息子に地位を継承させたり、労組の会議を開かなかったり、さらには財政報告をおこなわないなどで、組合員の信用を失っていた。

スパイサーでは、1968年以降、組合員による組合幹部の更迭運動が起きていたが、1974年FATの活動家を中心に全国鉄鋼関連労働組合スパイサー分会 (Sección Spicer del Sindicato Nacional de Hierro y del Acero, Similares y Conexas de la República Mexicana) が結成された。しかし、労働調停委員会は登録を認めなかった。会社はSNTMMSRMの書記長ゴメス・サダを通じて彼の組合の労働者を自由契約労働者としてスパイサーに送り込ませた。そして、かわりに長年働いてきた自由契約労働者を解雇した。独立労働組合は、この組合潰しの行為にたいして、労組の承認と解雇した労働者の復職、ゴメス・サダ配下の非組合員の排除を訴えて以後4カ月にわたるストライキに入った。しかし、SNTMMSRMへの労働組合の

加盟を求める会社側の方針はかわらなかった。独立労働組合はエチェベリア大統領に直訴に及ぶが、大統領は外国の指導下にあるFATを認める訳にいかないとの態度を取った。この紛争は、解雇された労働者の復職、ストライキ時の経済保証を勝ち取ったが、FAT系労働組合は結局認められなかったのである^(註20)。

SUNTUは、1979年10月、それまでばらばらに存在していた各大学の独立労働組合を統合して結成された。結成時には組合員は4万3000人で、その後メキシコ国立自治大学 (Universidad Nacional Autónoma de México: UNAM) だけで11万7000人を結集していた^(註21)。1980年には、それまで法的には存在を許されなかった大学の労働組合は、労働法に新しい章が設けられて合法化された。しかし、この労働法でも全国単一の組合とはみなされず、個別組合の連合体として認知されただけであった。

大学労働者の組合は、運動自体が1970年代に入ってから本格的に始まった。まず、国立自治大学で事務系労働者組合 (Sindicato de Trabajadores y Empleados de la Universidad Autónoma de México: STEUNAM) が1972年に結成され、その後同大学で75年に教員労働組合 (Sindicato del Personal Académico de la Universidad Autónoma de México: SPAUNAM) が結成された。そして、1977年に両者が統合してメキシコ国立自治大学労働者組合 (Sindicato de Trabajadores de la Universidad Nacional Autónoma de México: STUNAM) が結成された。1970年代には、メキシコ労働法上の問題として大学に組合が認められてはいなかった。大学当局はこの統合に反対し、個別の労働協約しか認めなかったため、1977年6月からSTUNAMはストライキに突入した。対立は激化し、7月には1000名近くの労働者が警察に連行された。結局、

単一労組 SUNTU の結成は認められ、解雇された労働者の復職も実現したが、労働協約は別個に締結されることとなった。

UNAM での上記の運動が契機となり、全国的に大学労組の結成が進むことになった。SUNTU は、旧メキシコ共産党の影響力が強い組合だと言われている^(注22)。しかし、これまで労働組合運動がなかった分野であるがゆえに、既存の労働組合に影響を与えることがない点や大学という従来から自治が尊重されていた特別な労働環境のために、公認されることになったと考えることができよう。いわば例外的な措置だった。

(注1) Basurto, 前掲書。

(注2) ガルパンの略歴については、La Botz, Dan, *The Crisis of Mexican Labor*. ニューヨーク, Praeger, 1988年, 132~134ページを参照した。1955年 CTM を中心として結成された労働者統一団体 (BUO) にたいして、STERM を中心として労働者全国本部 (CNT) が1960年に結成された。CROC, CRT など参加する労組の全国組合連合であった。CNT の中心人物はガルパンであった。両者は、1966年統合して、CT を結成した。ガルパンはフィデル・ベラスケスとはじめから対立していた。以下、STERM については、Basurto, 前掲書, 258~279ページ、および恒川恵・『従属の経済学 メキシコ』東京大学出版会 1989年を参照した。

(注3) Basurto, 同上書, 266ページ。

(注4) エチェベリアの労働政策の変化については、恒川 前掲書がテーマとしている。

(注5) エルナンデス・フアレスの略歴は、La Botz, 前掲書, 159~162ページを参照した。1960年代から70年代にかけて、「人民のなかへ」を掲げた毛沢東主義の運動は、農民、都市下層民、工業労働者に影響力があった。なかでも、後にもみるようにSNTMMSRM の鉄鋼労働者はプロレタリア戦線として独立労働組合運動をおこなっている。

(注6) Basurto, 前掲書, 173~174ページ。

(注7) 同上書 176ページ。

(注8) Zamora Fernandes de L., Gerard. "Hacia la inestabilidad económica. Apertura Democrática e

insurgencia obrera. 1970-1976," Javier Aguilar García 編, *Historia de la CTM, 1936-1990*. メキシコ市, UNAM, 1990年, 539ページ。

(注9) エチェベリア期の末期に登場したこの独立労働組合は、「はじめに」で述べたように、以後、政府との関係を良好に保ち、メキシコ政府公認の新しい労働運動の指導的位置についている。STRM は、1985年の地震以降、最新技術の導入にたいして、政府との協議を持つことに合意し、政府との協調路線を印象づける。1986年12月には、フアレスがCTの長に選ばれている。1987年1月のCTの大会では、レイオフのない再編成と近代化を主張した。一部の人間への富の集中を指摘し、一層の民主化と労働者の役割の増大を求めた。政府の経済危機脱出のための政策を支持するフアレスは、フィデル・ベラスケスの有力な後継者と目されている。La Botz, 前掲書, 162ページ。

(注10) Trejo Delarbre, Raúl, "El movimiento obrero: situación y perspectivas," Pablo González Casanova; Enrique Florescano, *México, Hoy*. メキシコ市, Siglo XXI, 1980年, 141ページ。

(注11) Bizberg, Ilán, *Estado y sindicalismo en México*, メキシコ市, El Colegio de Mexico, 1990年, 301ページ。

(注12) La Botz, 前掲書, 126~128ページ。

(注13) Roxborough, 前掲書。

(注14) 詳しくは、恒川 前掲書 173~179ページを参照のこと。

(注15) Roxborough, Ian; Ilan Bizberg, "Union Locals in Mexico: The 'New Unionism' in Steel and Automobiles," *Journal of Latin American Studies*, 第15巻第1部, 1983年5月, 117~135ページ。

(注16) ロックスボローとビスバーグは、同上論文で、自動車産業と金属業において単組レベルでの組合の自主的な活動を認める傾向がメキシコ労働運動の中にあることを強調している。しかし、実際におこなわれた労働運動の性格が重要である。

(注17) CLASC については、恒川 前掲書 174ページ、および Melgar Bao, Ricardo, *El movimiento obrero Latinoamericano*, マドリッド, Alianza Editorial, 1988年, 374~383ページが詳しい。以下、FAT の運動については、La Botz, 前掲書, 122~126, 128~132ページを参照した。

(注18) 恒川 前掲書では、エチェベリア政権の後半

期に態度が変わったとしている。

(注19) Basurto, 前掲書, 185～193ページ。

(注20) スパイサー社での、FATの運動については、同上書 193～236 ページが詳しい。FATの運動は、メキシコ大地震後作られた被服産業の「9月19日」労働組合などで現在も影響力を示している。La Botz, 前掲書, 171～176ページ。

(注21) Trejo Delarbre, Raúl, *Crónica del sindicalismo en México, 1976～1988*, メキシコ市, Siglo XXI, 1990年, 144ページ。

(注22) 共産党系の独立労働組合を集めた組織として独立労働組合戦線 (Frente Sindical Independiente: FSI) が結成された。国立自治大学職員労働者組合 (STE-UNAM), 教員革命運動 (Movimiento Revolucionario del Magisterio), 鉄道労働者全国評議会 (Concejo Nacional Ferrocarrilero), ロマー・プラスチック第1部会 (Seccion I de Plastico Romay), 郵便労働者革命運動 (Movimiento Revolucionario Postal), 独立農民センター (Central Campesina Independiente), 以上から各3名の代表で構成されていたが、1970年代末には実質的に消滅している。Trejo Delarbre, “El movimiento obrero ……” 掲論文, 141ページ。唯一影響力を残しているのがSUNTUである。

III エチェベリア政権の労働組合政策と独立労働組合

前節でみたように、既存の政府系労働組合運動の体質に抗して独立労働組合がエチェベリア期に数多く登場するためには、組合独立運動それ自身の強さと世論の支援以外に、政権の支援あるいは承認が必要であった。エチェベリア大統領が任期の前半期に積極的に推進したこの政策は、アベルトゥーラ（開放）政策とよばれている。この節では、第II節で述べた独立労働組合のその後の展開をもとにして、アベルトゥーラ政策の意味を考え直したい。

1. アベルトゥーラ政策

1970年12月に大統領に就任したエチェベリアは、選挙キャンペーン中および就任時を通じて、労働運動の民主化、自立化を次のように呼びかけた。「私は、労働組合内のことには政府は干渉すべきではないと、繰り返し表明してきた。労働者個人に関することだからである。……自らの責任と勇気をもって、労働運動の場面で諸権利を主張し、積極的に組織上の義務を履行し、大会に参加し、その場で自らの意見を表明し、労働組合運動が健全かつ自立するように仲間と協力しあって闘おうではないか」^(注1)。本来の労働運動に立ち返ることを求めたこの政策は、翌年1971年の年次教書においても強調され、そこでは労働組合の独立やスト権の尊重がうたわれていた。これがアベルトゥーラ政策といわれているものである。

アベルトゥーラ政策は、しばしば独立労働組合運動の原因だと指摘されてきた。たとえば、恒川氏は、アベルトゥーラ政策に注目することで独立労働組合運動を次のように扱っている。「結論として言えることは、体制の危機は表面上は目だたなかったが、政治・経済の将来の安定性に危惧を抱く人々が、政治エリート内部に出現し、体制の危機が表面化する前に、予防的に体制の立て直しをはかったのである。それが、アベルトゥーラ政策となって現れた」^(注2)。恒川氏は、以上のような観点にたつことで、政府の労働組合政策の側面からエチェベリア期の労働運動を分析している。そして、経済的課題の達成のために政治的課題を取り下げるなかで、この政策も後退することになったと指摘している^(注3)。

しかし、前節でみたように、アベルトゥーラ政策の実施以前から、労働組合運動のなかに分離独立の動きが見られ、しかも、実質的に活動を公認

されていた場合もあったという点や、政権の後半期に政策が後退した以降も独立組合運動が進展している理由はどのように説明したらよいのだろうか。むしろ、政府系労働組合運動をふくめて体制の危機が具体的に進行していた結果が、アペルトゥーラ政策だったとみなすべきではないか。

この時期、急激な社会経済的变化の結果として、既存の政治体制にたいする不満が都市部の中間層を中心に起こりつつあったことはよく知られている。1968年の学生デモは、その顕著な例だとされている。エチェベリア期にはさまざまな政党が結成され、一部の農村部ではゲリラ活動が活発化した。労働運動の部門でも同様であった。アペルトゥーラ政策はエチェベリアの大統領選挙運動中に公約されていたが、この時期はガルバンとペレス・リオが対立していたときと重なっている。アペルトゥーラ政策は、こうした具体的な対立を背景として生まれた。体制的な危機は労働運動部門にまでも拡大していたのである^(註4)。

ミドルブルックも独立労働組合運動が起こる理由をまとめるなかで、エチェベリア政権が前半期におしすすめたアペルトゥーラ政策の影響を重視する一般的考え方を批判している^(註5)。自動車産業における労働組合民主化運動が1960年代にすでに始まっているからである。そして、原因をアペルトゥーラ政策に求めるのではなく、労働運動そのものに内在する要因から説明する。ミドルブルックに従えば、独立労働運動が生まれたこの時代は、いわゆる「メキシコの奇跡」といわれた急激な経済発展の最終段階に当たっていた。第II節で紹介した独立労働組合を産業分野でみると自動車、電力など規模の大きな産業であることが多い。しかも、近代的技術の革新が激しく、生産現場での労働のあり方が大きく変化したとこ

ろであった。既存の労働組合運動は1960年代におこった社会構造、生産構造の変化に対応しきれず、労働者の離反を招いたと推論することができる。

労働者を取り込んでいることが政権党の正統性の証明であるメキシコ政治体制の特質からみた場合、このような労働者の離反は何としても抑さえる必要があった。したがって、教書が強調する理念上の組合民主主義の尊重は、それ自身ではなく体制の維持こそを目的としていたと考えることができる。アペルトゥーラ政策とは、労働組合運動を政権の内部に抱えることがアイデンティティの要をなすメキシコの政権政党 PRI が、実際に登場しつつあった新しい労働運動の流れに、どのような姿勢を示すべきかが問われた結果だされたひとつの答だったと考えることができる。アペルトゥーラ政策が、ガルバンの運動を支持したのも、それが政府系労働運動の枠組にはまっていたからである。次にみる、同時期の既存の政府系労働運動への政府の対応もこの点を裏づけている。

1970年12月におこなわれた連邦区労働者連盟でのエチェベリアの演説では、「労働組合の新指導部が選出される際手続きが民主的でないとしたらメキシコの民主主義をわれわれはどうして語ることができようか」と述べ、総論的にはチャーロ支配にたいする反対の方針を示した。しかし、一方でエチェベリアは、次のようにも述べる。「フィデル・ベラスケスの言うことは、明確であり、直接的であり、正確であり、また、メキシコの全労働者の利益に合致している」(CTMの第78回中央委員会 1971年2月27日)^(註6)。このように、個別対応では、エチェベリアは政権の初期段階から何ら反チャーロ的ではなかった。

政策レベルでも、労働者住宅庁 (Instituto del Fondo Nacional de la Vivienda para los Trabaja-

dores: INFONAVIT)の創設など、この時期にとられた労働者層へむけられた政策は体制の社会的支持基盤の回復を目的にしながらも、管轄権をCTMが掌握するなど、結局はCTMの基盤を強めるかたちで進められた。このほか、1972年12月の公務員の40時間労働制の導入、74年5月の労働者消費振興保証基金(Fondo Nacional de Fomento y Garantía al Consumo de los Trabajadores: FONACOT)設立なども、既存の労働組合にたいする政策としておこなわれた。

確かに、アペルトゥーラ政策はガルパンの運動への支援打ち切りにみられるようにエチェベリア大統領期の末期には後退した。しかし、労働組合政策は現実の労働運動の進展の前には、以前の政策に戻ることはできなかった。政府にとって問題ないとみなされる独立労働組合は認められていくのである。その点で、アペルトゥーラ政策はより現実的な形で存続したとみなすことができる。

2. 政府系労働組合運動再編の第1段階

前項でみたように、1970年代を通じてのメキシコ政府の労働組合運動開放政策の基本をなすものは、労働運動を再び政権党の側につけようとする試みだったといえよう。CTMなど旧来の労働組合を切り捨てることなく、新たな労働組合をどう政府系労働組合運動に取り込むのがエチェベリア期以降のメキシコ政府の課題であった。換言すれば、その課題とは政府系労働運動の再編である。

この課題が達成されたかどうかは、すでに述べた具体的な独立労働組合運動の進展から確認できる。第II節でみたように、エチェベリア期の独立労働組合運動のなかで結局運動が認められ一定の勢力を確保したのは、政府の労働組合政策にそった労働組合運動か、政治運動にはかかわらず企業内経済闘争に活動を限定した労働組合であった。

つまり、これまでのメキシコ労働組合運動の構造に根本的变化をもたらすことのない独立労働組合運動であった。この過程において、反政府的な労働運動が勢力を拡大することはなかった。メキシコ政府の労働組合政策は政府系労働運動の再編に成功を取めたように思える。

どちらも親政府的であったSTRMの運動とTDを比較すると、どのような方向性をもってこの政府系労働運動が再編されたかは明らかである。前者の場合CTにとどまってCTMからの独立に成功したが、後者の場合CTMの改革を主張し、排除されたのである。CTおよびCTMがTDの運動を否定し、エチェベリア政権をはじめは支援する姿勢をみせたものの結局排除した理由は、単組内民主主義を恐れたからではなく、TDがCTMやCTの構造に变革を求めたからであった^(注7)。

メキシコ革命の理念への回帰を主張するTDの取り込みが可能であれば、それに越したことはなかった。しかし、CTMを見限ることを目的にしたわけではないエチェベリアにとって、CTMと真っ向から対決しようとするTDを認めることは危険なことだったと考えられる。伝統的な労働組合運動にたいしては、エチェベリアは必ずしも明確な姿勢を打ち出すことができなかったのである。その結果がTDの切り捨てであった。

結果からみた場合のアペルトゥーラ政策の意味は、単なる民主主義尊重によるPRI体制からの離反の食い止めという消極的なものにはとどまらなかった。アペルトゥーラ政策の結果、PRIの労働部門へ労働者の再結集が可能となり、さまざまな政治的考えをもって始まった独立労働組合の運動は、政府系労働運動に取り込まれてしまったのである。非政治的な独立労働組合もまた、その例外ではない。政治に影響を与えることがないとい

う点では、政府系労働組合運動に消極的にはあるが取り込まれてしまったといえることができるのである。

非政治的労働組合の公認に注目すれば、アペルトゥーラ政策は、ポルティエヨ政権成立（1977年）以降実施されていった一連の「民主化」過程の先鞭をつけたものだと考えられる^(注8)。ポルティエヨ政権以降、選挙制度の改変がおこなわれ、野党にも国政の場への進出が保証されたが、労働部門においては、前政権であるエチェベリア期に言葉の上ではすでに反対勢力への権利が保証されたのである。

CTM など既存の政府系労働組合運動が信頼を失っていた状況にあって、エチェベリア政権は新たな労働運動の取り込みに成功した。結局、アペルトゥーラ政策によってもたらされたのは、独立労働組合運動それ自体というよりも、政府系労働運動の再編の開始だったと結論づけることができる。

(注1) Basurto, 前掲書, 9ページ, ただし *Excelsior*, 1971年2月3日付け記事からの引用。

(注2) 恒川 前掲書 167~168ページ。

(注3) 同上書 186~187ページ。

(注4) 体制的危機については, Cockcroft, James D., *México: Class Formation, Capital Accumulation, and State*, ニューヨーク, Monthly Review Press, 1983年の第7章, および本特集 星野妙子論文を参照のこと。

(注5) Middlebrook, "Union Democratization ……," 72, 77~81ページ。

(注6) Molina, Daniel, "Notas sobre el Estado y el movimiento obrero," *Cuadernos Políticos*, 第12号, 1977年4~6月, 69ページ。

(注7) Zamora Fernandes de L., Gerard, 前掲論文, 540ページ。

(注8) Middlebrook, Kevin J., "Political Liberalization in an Authoritarian Regime: The Case of Mexico," Guillermo O'Donnell; Philippe C. Schmitter;

Laurence Whitehead編, *Transition from Authoritarian Rule: Prospects for Democracy*, ポルティエヨ, Johns Hopkins University Press, 1986年, 132~133ページ。

む す び

以上みてきたように、1970年代の独立労働組合運動は、政府の介入によって、政府系労働運動の再編過程のなかに取り込まれていった。

政府系労働運動の再編過程は現在も続いている。「はじめに」で述べたように、現サリナス政権は、政府系労働組合運動にエチェベリアよりも直接的に介入し、サリナス政権の政策に反対するチャロをきりくずしにかかっている。エチェベリア期には明確化できなかった伝統的労働運動への対処が、現在では一段階進んだとみなすことができる。多くの論者によれば、新しいかたちのコーポラティズムの形成を意図しているという^(注1)。メキシコは、現在、労働組合運動における再編過程の第2段階にさしかかっているのである。

一方、PRIの内部改革運動も現在進行中であるが、ここでは、労働組合の位置づけを低くする傾向があると言われている。すなわち、政府系労働運動から政治性を弱めようとする動きである。その点では、非政治的性格をもつ独立労働組合の重要性が増すものと思われる。政治と関係することを嫌う労働運動が重要性を増すことは、メキシコの労働運動に政府系の労働運動の再編ではないあらたな転機をもたらす可能性を秘めている。この動向は、メキシコの政治体制の基本と関わるだけに、われわれは注目していかなければならない。

また、本稿では、労働運動の成立と既存労働運動との関係が論じられただけであり、アペルトゥーラ政策による政府系労働運動の再編の必要性を

もたらした、独立労働組合の成立の根本的な原因については、先行研究を紹介しただけにとどまっている。また、エチェベリア期の社会経済構造の転換期としての性格についても、一層の分析が求められている。自らの課題としたい。

(注1) たとえば, Aguil García, Javier; Lorenzo Arrieta, “En la frase más agudo de la crisis y en inicio de la retrucción o modernización, 1982-1988,” Javier Aguilar García 編, 前掲書所収, 676~677ページ。

(独協大学外国語学部講師)